

令和7年度滋賀大学大学院経済学研究科（博士後期課程）

出願資格審査要領（第二次）

1. 審査申請者

●出願資格（4）の「文部科学大臣の指定した者」→ 次のいずれかに該当する者です。

ア 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

イ 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

●出願資格（7）に該当する者

●出願資格（8）において、「個別の入学資格審査の対象となる者」→ 次のいずれかに該当する者です。

ア 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者等で、大学、研究所等あるいは政治・経済関係分野で業務経験を有する者

イ 著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許などにおいて修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者

2. 申請書類

申請書類	摘要
1 出願資格審査申請書	・本研究科所定の用紙を使用してください。
2 履歴書	・本研究科所定の用紙を使用してください。
3 修了（卒業）証明書	・最終学校の長又は学部長等が作成したもの。 （注1）を参照
4 学業成績証明書	・最終学校の長又は学部長等が作成したもの。 （注1）を参照
5 研究業績リスト	・研究論文その他の業績のリスト（研究論文その他の業績の名称、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、それぞれ100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由）

6	審査用論文	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの研究成果を示す論文2点以内及びそれら論文の要旨（日本語で2,000字程度。A4判で様式自由）を各6部。 (注2)を参照 ・研究成果を示す論文は、原則として修士論文・既発表論文とします(原則として日本語の場合10,000字以上、英語の場合4,000語以上)。なお、出願時において論文の発表年が5年以上前である場合は、できる限り現状に即した加筆・修正がなされたものを提出してください(現状に即して加筆・修正すべき点を、付記として追加することでも構いません)。出願資格(7)により出願する場合も、審査用論文を提出してください。 ・調査報告書、プロジェクト企画書、実績報告書等を(一般に向けて公表、発表する)論文として成立するように修正・加筆したものをもって、審査用論文に代えることができます。その際、それらの報告書等を審査用参考資料として提出してください。 ・共同執筆の場合は、本人の執筆箇所を明記してください。本人の執筆箇所を明確にできない場合は、その理由を明記してください。
7	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・長形3号封筒の表面に郵便番号、住所、氏名を記入し、460円分の切手(簡易書留)を貼付してください。

(注1) 申請書類3, 4で日本語または英語以外で書かれたものは、必ず日本語訳か英語訳を添付してください。

日本語訳及び英語訳については、公的機関または公的翻訳資格を有する者が行ったものに限ります。該当するものが無い場合は、第三者(機関)によるものとします。

(注2) 申請書類6「審査用論文」が日本語または英語以外で書かれたものは、必ず日本語訳か英語訳(原則として日本語訳の場合10,000字以上、英語訳の場合4,000語以上)を添付してください。

3. 申請締切日及び提出場所

申請締切日 令和7年2月10日(月)16時まで

提出場所 滋賀大学入試課(〒522-8522 彦根市馬場一丁目1番1号)

4. 審査方法

書類審査

5. 審査結果

審査の結果は、本人あてに令和7年2月14日(金)付けで通知する。

6. 注意事項

申請書類で本研究科が必要と判断した場合は、その他の関係書類の提出を求められることがある。